

令和8年度（追加受付分）鮭川村指名競争入札参加資格審査申請募集要項
(軽微な建設工事請負業者用)

山形県 鮭川村

令和8年度に鮭川村が発注する「建設工事」に係る指名競争入札への参加資格の登録を希望する事業者の入札参加資格審査申請について、以下のとおり受付を行う。ただし、建設業許可を受けている事業者からの申請については、別途「令和8年度（追加受付分）鮭川村指名競争入札参加資格審査申請募集要項」により受付を行う。

1. 対象事業者

建設業法第3条第1項ただし書により許可を受けないで建設業を営む事業者

（※工事1件の請負代金の額が500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、1,500万円）に満たない工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事のみを請け負う事業者）

2. 受付期間

令和8年2月1日（日）から令和8年2月28日（土）まで。

郵送の場合は、消印有効。

村内業者で窓口へ持参する場合は、土・日・祝日を除く平日午前9時から午後5時まで。

※隨時受付は行わない。

3. 提出方法

郵送により提出。

ただし、村内事業者に限り窓口への持参可。

※軽微な建設工事請負業者の場合、電子申請による提出は不可。

4. 資格有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 指名競争入札参加者の資格

鮭川村において指名競争入札の参加を希望し、かつ次の全ての要件を満たす者

ア 入札に係る契約を締結する能力を有する者であること。

イ 破産者で復権を得ない者でないこと。

ウ 村税又は消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

エ 法律で義務付けられている社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険等）加入がなされていること。

オ - 1 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合はその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

オ - 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力

団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していないこと。

- オ - 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等してないこと。
- オ - 4 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し又は関与していないこと。
- オ - 5 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- オ - 6 個人の場合は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）でないこと。
- カ その他指名競争入札参加者として不適当と認められる者でないこと。

6. 提出書類等

- ・「9. 提出書類一覧」に掲げる書類を郵送により提出すること。
- ・書類を手書きで作成する場合は、黒又は青のボールペンを使用し、楷書で丁寧に記入すること。また、消えるおそれのある筆記具（鉛筆、フリクションペン等）は使用しないこと。
- ・A4版フラットファイルに左綴じ、表紙と背表紙にタイトル及び商号又は名称を記入すること。ファイルの指定色は、水色とする。なお、フラットファイルの綴じ具は、金属製以外のものを使用すること。
- ・様式は、村ホームページからダウンロードして使用すること。国土交通省様式、山形県様式も使用可とする。

7. 変更届

有資格期間内に申請内容に変更があった場合は、変更届を提出すること。

8. 問合せ先

鮎川村農村整備課管理係（役場庁舎2階）

〒999-5292

山形県最上郡鮎川村大字佐渡2003番の7

電話 0233-55-2111（内線274）

FAX 0233-55-3269

問合せは、土・日・祝日を除く平日午前9時から午後5時まで。

9. 提出書類一覧（必ず提出は○、該当する場合に提出は▲）

	提出書類名	村内業者 ○	県内業者 ○	県外業者 ○	備考
郵送により提出	競争入札参加資格審査申請書 (軽微な建設工事請負業者用)	○	○	○	
	履歴事項全部証明書 (登記簿謄本)	▲	▲	▲	法人の場合に提出。 3ヶ月以内に発行されたもの。
	身分証明書	▲	▲	▲	個人の場合に提出。 3ヶ月以内に発行されたもの。
	工事経歴書	○	○	○	
	委任状	▲	▲	▲	委任期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日内の期間とすること。
	営業所一覧表	▲	▲	▲	本社から委任を受ける営業所等の状況について作成する。
	納税証明書（国税）	○	○	○	申請日において発行される最新年度のもの。 法人の場合は、「その3の3」を提出。 個人の場合は、「その3の2」を提出。
	納税証明書（村民税）	○	/	/	申請日において発行される最新年度のもの。 村内に本店、営業所等を有する場合に提出。
	社会保険加入を証明できる書類	▲	▲	▲	社会保険に加入している事業所である場合に提出。（例：資格取得確認通知書）
	健康保険及び厚生年金保険の適用を受けないことの申出書	▲	▲	▲	健康保険法及び厚生年金保険法の適用事業所ではない場合に提出。
	雇用保険の適用を受けないことの申出書	▲	▲	▲	雇用保険法の適用事業所ではない場合に提出。
	暴力団排除に関する誓約書	○	○	○	
	印鑑証明書（原本）	○	○	○	3ヶ月以内に発行されたもの。
	使用印鑑届（原本）	▲	▲	▲	法務局に印鑑登録していない印（例：営業所長印）を契約締結や代金請求等に使用する場合に提出。
	返信用封筒	▲	○	○	村から申請受付票を送付する際に使用。 返送先を記入し、切手を貼付していること。